

令和5年5月2日	
所 属	感染症対策担当
所属長	石 井 智 鶴
電 話	06-4869-3062

新型コロナウイルス感染症5類移行後の主な変更点について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」へ移行することに伴い、これまで保健所が実施していた感染者への支援や、医療費に係る公費負担のあり方等が見直されるため、5類移行後の主な変更点について、次のとおり整理し、市民へ広く周知していきます。

5類移行後の変更点

事項	現行	5類移行後
感染者の把握	医療機関から保健所への発生届や感染者数総数の報告により把握。	インフルエンザと同様に市内15医療機関の定点報告により把握し、市ホームページで発生状況を周知。
保健所による疫学調査等	保健所による疫学調査（感染者への聞き取り調査等）や入院勧告、就労制限、濃厚接触者の特定。	感染者への疫学調査や入院勧告、就労制限、濃厚接触者の特定は行いません。
感染した場合の療養期間	発症から7日間、療養期間として行政から外出自粛を要請	発症後5日間は外出自粛を推奨し、療養の終了は個人の判断に委ねられます。また、発症後10日間が経過するまでは、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等、感染拡大防止への配慮が必要です。
医療機関での検査や入院、治療薬に関する公費負担の見直し	発熱等があり、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への検査費用と入院費用は、原則公費負担	自己負担（健康保険の割合に応じる） ただし、令和5年9月末まで、入院医療費については最大2万円の減額措置が実施され、新型コロナの治療薬についても公費負担が継続されます。
相談体制	保健所「発熱等受診・相談センター」 毎日9時～17時	保健所「発熱等受診・相談センター」 平日9時～17時（令和5年9月末までの予定） *休日・夜間は、兵庫県新型コロナ健康総合相談窓口
宿泊療養（国・県）	軽症者を中心に希望に応じて宿泊療養を調整	隔離目的の宿泊療養施設は終了。 医療逼迫時は、医療を必要とする方を対象に、医療型療養施設を活用（自己負担あり）。
自宅療養	健康観察の実施、パルスオキシメーターの貸与、陽性者登録センターの運用	健康観察やパルスオキシメーターの貸与、陽性者登録センター等自宅療養者への支援は廃止
その他	高齢者施設等の従事者への集中的検査の継続（令和5年9月末までの予定）	

以 上